

小野市中学校部活動の地域展開 地域クラブ募集要項

1 目的

子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に対する多様なニーズに応えるため、中学生の受け入れが可能な活動団体（地域クラブ）を募集する。

地域クラブとして、子供たちに安全な活動の場を提供できる運営団体・実施主体を募集するにあたり、その手続きについて必要な事項を定める。

2 地域クラブの活動概要

(1) 活動内容

- ・「小野市における地域クラブ活動ガイドライン」（令和8年4月策定）に基づき、スポーツ・文化芸術活動を実施する。

(2) 募集する種目・活動

- ・小野市拠点校部活動にない新たなスポーツ種目および文化芸術活動。

(3) 活動場所

- ・市内中学校をはじめ、小学校や特別支援学校、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設等。

(4) 対象

- ・市内中学校に在籍する中学生が参加できる団体。
※市外の学校に通う中学生および幼児・児童や大人も参加可。

(5) 活動時間

- ・平日の活動は2時間程度まで、休日の活動は3時間程度までを基本とする。ただし、翌日の学校生活に差し支えないよう、平日は20時まで、休日は18時までに活動を終わることを推奨する。
- ・中学校生活や学習に配慮した活動時間の設定に努め、適切に休養日を設けること。

(6) 定員および会費

- ・各団体が定めるものとする。ただし、会費については、営利を目的とせず、可能な限り低廉な金額を設定すること。

3 応募資格等

(1) 以下の条件を全て満たしていること。

- ・小野市立中学校に在籍している中学生が活動に参加できること。
- ・小野市内に活動拠点を設け、活動する団体であること。
- ・「小野市における地域クラブ活動ガイドライン」を遵守して活動を運営できること。
- ・小野市が指定する研修を必ず受講すること。
- ・団体の責任者は20歳以上とし、少なくとも代表者、会計管理者、指導者等、3名以上で構成すること。（大学等の学生だけで団体を構成することは不可）
- ・団体を構成する全ての者が、体罰・暴言・ハラスメントがいかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、これらの行為を決して行わないこと。
- ・「小野市暴力団排除条例」に基づく除外措置を受けていないこと。

- ・参加する子どもたちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めること。
- ・代表者・指導者・スタッフについて、学校教育法第9条の各号に該当しないこと。
- ・個人情報の保護に関する法律を遵守し、活動によって知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。
- ・営利を目的とした活動ではないこと。
※「営利を目的とした活動ではない」とは、活動に係る人件費、消耗品や使用料等の直接経費と、会費等の収入がおおむね均衡している状態を指す。

4 認定

(1) 審査方法

「登録団体申請書」をもとに審査を行い、必要に応じて面談を実施します。
教育委員会職員及び関係者による審査会にて審査し、活動方針、運営体制、安全管理などを確認し、認定します。

(2) 認定結果の通知

全ての申請者に文書で通知します。認定された地域クラブ団体は、市ホームページ等で紹介します。

5 応募方法

「小野市における地域クラブ活動ガイドライン」の趣旨を理解した上で、登録団体申請用紙（様式1）を下記URLからダウンロード、または小野市教育委員会スポーツ振興課で受け取り、必要事項を記入の上、以下のいずれかの方法で期間内に申請する。

登録団体申請用紙（様式1） URL : <https://x.gd/jbPbDo>

地域クラブ活動ガイドライン URL : <https://x.gd/Gh4S7>

(1) 電子メールで申請する場合

下記メールアドレスあてに、登録団体申請用紙（様式1）を添付の上、件名「地域クラブ申請（〇〇〇団体名）」で送信する。

(2) 窓口へ持参する場合

小野市教育委員会スポーツ振興課窓口（小野市役所4階）へ直接提出する。

(3) 提出先およびお問い合わせ

小野市教育委員会 スポーツ振興課

メールアドレス taiiku@city.ono.hyogo.jp

電話番号 0794-63-2591（直通）

住所 〒675-1380

小野市中島町531 小野市役所4階